

令和2年9月8日

報道機関 各位

上下水道部水道課

タイトル 赤穂市水道水源保護条例(案)に対するパブリックコメントの実施について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事·事業名	赤穂市水道水源保護条例(案)に対する意見募集(パブリックコメント)を行います。
日 時	■募集期間 令和2年9月9日(水)から10月9日(金)必着
場所・住所	■条例(案)の公表 ▽市ホームページ ▽赤穂市上下水道部(上下水道部庁舎)
	▽各地区公民館(9カ所)

趣旨・目的(PRしたいこと)

■提出できる人

▽市内に在住、在勤、在学の人 ▽市内に事務所や事業所等がある法人、団体等

■提出方法

条例(案)に対するご意見と住所、氏名(フリガナ)または団体名(代表者名も)、 電話番号をご記入のうえ、上下水道部総務課まで持参(開庁日の午前8時30分 ~午後5時15分)、郵送、FAX、メールのいずれかの方法により提出してください。 書式は自由です。

■ご意見の取り扱い

提出いただいたご意見の概要と検討結果については、次の方法により公表します。 ※内容が類似する意見は、取りまとめて公表することがあります。

▽市ホームページ ▽上下水道部総務課(上下水道部庁舎) ▽各地区公民館(9ヵ 所)

なお、ご意見をいただいた方の住所、氏名、電話番号の公表はいたしません。また、 ご意見に対する個別の回答はいたしません。

■提出先

〒678-0292 赤穂市加里屋 89 番地 1

上下水道部総務課

電話:0791-43-1272 FAX:0791-43-6872 メール:suidou@city.ako.lg.jp

部課係名:上下水道部水道課浄水係

担当者名:西川、小河 問い合わせ先

電 話: 0791-42-2327

F A X:0791-43-2743

赤穂市水道水源保護条例 (案) 概要

【条例制定の目的】

赤穂市を流れる清流千種川は名水百選にも選ばれ、水質もよく、水量も豊富であり、水道水や農業用水など、市民共有の貴重な水資源として市民の生活を支えるだけではなく、姫路市家 島町や相生市もその恩恵を受けています。

この千種川水系の保全涵養をはかり、水質の汚濁を防止し、水道水源の保護を目的として赤穂市水道水源保護条例を制定します。

【条例の概要】

条例の基本的な考え方は次のとおりです。

- ・千種川水系の保全涵養をはかり、水質の汚濁を防止し、水道水源の保護を目的と します。
- ・水源の保全に影響があると認められる地域を「水源保護地域」に指定します。
- ・水源保護地域を指定するにあたり、赤穂市水道水源保護審議会を設置します。
- ・対象事業は水源保護地域内における特定開発事業(赤穂市生活環境の保全に関する 条例第16条第1項)及び廃棄物の処理(同条例第45条)とします。
- ・対象事業による水源保護地域内での水質汚濁及び水源の枯渇を禁止し、当該地域内で対象事業を行おうとする場合には、あらかじめ市長に事業計画を届け出るよう義務付けます。なお、事業計画の届出は、対象事業を行う上で必要な関係法令に基づく手続きの前に提出するものとします。
- ・事業計画の届出を行った事業者は、条例の目的を達成するために必要な措置を講じるため、市長と協議するよう義務付けます。
- ・本条例に基づく届出、中止命令、改善命令等の違反には、罰則規定を設けて規制します。